

平成20年12月10日

第一種優先株式をお持ちの株主さまへ

福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会長兼社長 谷 正明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、かねてご案内の株券電子化の実施が平成21年1月5日に決定いたしました。これに伴い、上場会社発行の株券（紙）は一斉に無効となります。貴殿に保有いただいている第一種優先株式は、同様に株券が無効となり、株主名簿で管理されることとなります。つきましては、株券の名義などの確認をお願いいたくご説明申し上げます。

敬 具

記

1. 株主さまへのお願い

(1) お持ちの株券がご本人名義になっているか、ご確認ください。

◆株券の裏面をご確認ください。

お持ちの株券裏面の「株主名」がご本人名義かをご確認ください。

| | | | | | |
|-----------|-------|------|-------|--|--|
| 株主 ○○ ○○殿 | | | | | |
| 登録年月日 | 株主名 | 登録証印 | 名義を確認 | | |
| 平成◇年◇月◇日 | △△ △△ | (印) | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

ご注意：株券の名義がご本人以外の名義になっている場合、株主としての権利を失うおそれがあります。必ず名義書換を行ってください。

◆株券「名義書換の手続き方法」

「株券」と「株式名義書換請求書」を「日本証券代行株式会社」にご提出いただくことが必要です。手続き方法や株券がお手許にない場合等ご不明な点につきましては、「日本証券代行株式会社」あてお問い合わせください。

(2) ご所有の株券が有価証券担保になっている場合、次の手続きが必要です。

平成21年1月5日以降は、担保になっている株券が無効となることから、事前に「株主（質権設定者）」と「取引金融機関等（質権者）」との連名・押印にて、「日本証券代行株式会社」あて質権設定の請求を行う必要があります。

お手続きの詳細につきましては、各取引金融機関等（質権者）あて直接お問合せくださいますようお願いいたします。

「株券」とともに提出が必要な「質権設定登録請求書」につきましては、「日本証券代行株式会社」あてご請求ください。

2. 平成21年1月5日以降の第一種優先株式について

平成21年1月5日以降は、普通株式（上場株式）は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されますが、第一種優先株式（非上場株式）は、株主名簿管理人が備える「株主名簿」で管理されることとなります。（株券自体は無効となりますが、優先株主としての権利は引続き株主名簿で管理されることとなります。）

具体的には次のとおりです。

- ① 株主の権利は、株主名簿管理人（当社は「日本証券代行株式会社」）が管理する「株主名簿」によることとなります。
- ② 株式を売買したときの「株主名簿の名義書換」は、取得者による単独請求から、売主と取得者による共同請求に変わります。※
- ③ 質権（担保）設定は、株券の交付から、株主名簿への質権者名称等の記載・記録に変わります。
- ④ 株主や質権者は、「日本証券代行株式会社」に対して「所有株式残高証明書（株主名簿記載事項証明書）」を交付請求することで、株主や質権者であることを確認できます。

※平成21年1月5日以降の名義書換手続きは、以下の書類が必要です。

必要書類につきましては、下記の「日本証券代行株式会社」あてご請求ください。

【必要書類】

- ① 株式名義書換請求書（株券廃止会社用～請求人・譲渡人の連名、押印あるもの）
- ② 株主票
- ③ 配当金振込指定書

以上

| | |
|-----------|----------------------------|
| お問い合わせ先 | 〒137-8650 東京都江東区塩浜二丁目8番18号 |
| (株主名簿管理人) | 日本証券代行株式会社 代理人部 |
| 電話番号 | 0120-707-843 (フリーダイヤル) |
| 受付時間 | 平日9:00~17:00 |